

事後評価シート

コード 6-5-1	事務事業名 予防接種事業	所管部課 保健福祉部健康推進課
--------------	-----------------	--------------------

事務事業の概要	事務事業の目的 伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い公衆衛生の向上及び増進を目的とする。	事業の区分 <input type="checkbox"/> 総合計画 <input type="checkbox"/> 行革項目 <input checked="" type="checkbox"/> その他の事務事業
	実施内容、実施方法 ツベルクリン反応検査(平成17年3月31日まで) BCG・ポリオ 集団接種(田無総合福祉センター及び保谷保健福祉総合センター) 三種混合第1期・第2期 麻疹 風疹 日本脳炎第1期・第2期(平成17年6月より勧奨を中止している) 個別接種 65歳以上インフルエンザ	根拠法令等 予防接種法・結核予防法
	事業開始時期 昭和 23 年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

評価指標の設定	活動指標名 予防接種実施日	活動指標の考え方(定義) 集団接種開催日
	予診票送付者数	生後2か月になる月末に送付
	成果指標名 1次 接種者数・集団検診	成果指標の考え方(定義) 1次 法で定められた接種対象年齢者の受診者数
	1次 接種者数・個別健診	1次 指定医療機関での接種者数
	2次	2次

		単位	15年度	16年度	17年度	18年度
事務事業データ	事業費(A)	千円	166,055	169,337	139,305	203,342
	国庫支出金					
	都支出金		42,774	41,748	28,364	46,209
	地方債					
	その他					
	一般財源	123,281	127,589	110,941	157,133	
	所要人員(B)	人	0.55	0.55	0.55	0.55
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	4,550	4,580	4,502	4,502
	総コスト(D)=(A)+(C)	千円	170,605	173,917	143,807	207,844
	単位当たりコスト (E)=(D)/ (予防接種者数(成果指標 +))	千円	5	5	5	#DIV/0!
歳入	千円					
活動指標	目標値	日			32	32
	実績値	日	34	30	32	
活動指標	目標値					
	実績値					
1次成果指標	目標値	人			5,600	5,600
	実績値	人	4,926	4,597	4,670	
1次成果指標	目標値	人			33,000	33,100
	実績値	人	29,020	30,046	27,270	
2次成果指標	目標値					
	実績値					

事業環境	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	
	26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	予防接種単価は、26市平均より若干高めである。 サービスについては平均的レベルである。
	運営上の制約条件・ 外部要因等	各種予防接種の接種年齢が定められているため、法定接種年齢での接種を勧奨していく。

コード 6-5-1	事務事業名 予防接種事業	所管部課 保健福祉部健康推進課
--------------	-----------------	--------------------

【事業所管部評価】

検証項目	選択基準	ランク	選択理由、特記事項等
1 目的の適切さ・目標	目的の妥当性 4 上位施策と目的が合致しており、施策に対する貢献度は他の事業と同程度である	▼	4 予防接種は感染症予防のため、ワクチンを社会に適用するため、感染症のない状態を保っていく必要がある。
	目標の妥当性 5 国・都の基準や他都市の水準を参考にしながら目標を定量的に設定している	▼	
	緊急性 5 財政難の中、他の事務事業を休止してでも優先して実施する必要がある	▼	
2 市が関与する必要性	法的義務性 5 法律で実施することが義務づけられている	▼	5 市長村長は政令で定めるものに対して予防接種を行わなければならない。
	必要性 5 市民等の生命・財産・権利の保障に不可欠なサービスである	▼	
	民間との役割分担 4 他に同種・類似サービスを提供しているのは、他の公共団体のみである	▼	
3 内容の適切さ	ニーズ 5 市民(市内)ニーズに関係なく実施する必要がある	▼	5 法律で決められた予防接種を決められた年齢枠で受けるよう接種の勧奨を行う。
	規模・方法の妥当性 5 事業規模や方法は、対象者等の具体的なニーズに基づき毎年見直している	▼	
	公平性 3 直接の対象は、特定属性の特定多数の市民または団体が対象である	▼	
4 実施手段の適切さ	有効性 4 現在、質・水準の改善に取り組んでおり、成果の向上が期待できる	▼	4 対象年齢になった時点で個別通知を行い、必要な情報を対象者に提供している。
	効率性 5 法律上、他の実施主体を活用できない	▼	
	独自性 5 国・都及び市内には同種の目的を有する他の事務事業はない	▼	
合計		55	

総合評価	評価結果	判断理由、説明等
	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>この事業は、予防接種法・結核予防法による法定事務である。</p> <p>また、事業の目的である、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するための、予防接種を行い公衆衛生の向上及び増進が図られている。</p>

18年度における改善点	<p>予防接種法の改正により、予防接種を受診できなくなってしまう乳幼児が出てしまうため、経過措置として旧の予防接種法の接種年齢での接種を、18年度に限り法定接種と同様の扱いとした。</p>
-------------	--

二次評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>法定事務であるが、合併時に委託単価を高い市に合わせて実施してきた経緯がある。委託単価は各市ばらつきはあるものの、平均よりも高額である。かつ開催回数も合併時にサービス低下を招かぬよう配慮した結果、年間32回も開催しており、客観的にみれば過剰サービスとなっている点は否めない。今後は、医師会との間で、委託単価の見直しについて調整を図るとともに、実施回数及び開催場所について協議する必要がある。</p>
------	---	---

行革本部評価	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>本市の場合、合併という他市にない状況下であり、その特殊事情を考慮しつつも、行財政環境の変化への対応や、時代ニーズにあった事業の再構築をしていくため、26市の平均に留意して、本市のサービス水準の適正化を図る必要がある。よって、委託単価、実施回数、開催場所等の見直しに向け、医師会等関係機関との調整の上、段階的に進められたい。</p>
--------	---	--